

富山市上下水道局電子入札運用基準

令和5年4月10日決裁

(趣旨)

第1条 この基準は、富山市上下水道局(以下「発注者」という。)が発注する建設工事、建設工事関連業務委託、物品購入及び役務の提供等の業務委託の契約に係る入札を、富山市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の契約に関する規程(富山市上下水道局管理規程第18号)第2条において準用する富山市契約規則(平成17年富山市規則第37号。以下「規則」という。)第13条に規定する電子入札により行う場合における取扱について、必要な事項を定める。

(運用基準)

第2条 富山市上下水道局における建設工事、建設工事関連業務委託、物品購入及び役務の提供等の業務委託の契約に係る電子入札運用基準は、富山市電子入札運用基準を準用する。この場合において、「富山市」とあるのは「富山市上下水道局」、「富山市長」とあるのは「富山市上下水道事業管理者」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この基準は、令和5年4月10日から施行する。
- 2 富山市上下水道局電子入札システム運用基準(建設工事等)及び富山市上下水道局電子入札システム運用基準(物品購入等、業務委託)は、廃止する。